

二 特定一戸建て住宅建設工事業者が令和六年度以降に新たに建設する請負型一戸建て規格住宅が、第一条第一項第二号イ(1)に適合するものであること。
規格住宅に係る第一条第一項第二号ロ(1)の住宅部分の設計・一次エネルギー消費量の合計が、当該年度に新たに建設する請負型一戸建て規格住宅の特定一戸建て住宅建設工事業者基準第一次エネルギー消費量(床面積、設備等の条件により定まる特定一戸建て住宅建設工事業者の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅に係る基準となる第一次エネルギー消費量をいう。次条第一項において同じ。)の合計を超えないこと。
特定共同住宅等建設工事業者の新たに建設する請負型規格共同住宅等に係る法第三十二条第一項の諸省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に定める基準とする。(たゞし、国土

(特定一戸建て住宅建設工事業者基準 次エネルギー消費量等)
第九条の三 前条第一項第二号の特定一戸建て住宅建設工事業者基準一次エネルギー消費量は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところとする。
一 請負型一戸建て規格住宅(次号に掲げるものを除く) 次の式により算出した数値(その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。次号及び第三項において同じ。)

(本条において、
 $E_{S\parallel}$
 \sim
 E_{SH}
 $+ E_{SC}$
 $+ E_{ST}$ E_{SV}
 $E_{SH} E_{SL}$
 $+ E_{SC} E_{SW}$
 $E_{SV} \times 0.$
 $E_{SL} 8 + E_M \times 10 - 3$
 E_{SW} 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

エネルギー消費量について準用する。この場合において、同条第一項中「 E_{SAC} 」とあるのは「 $E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}$ 」である。

1013

第二章の二 特定戸建て住宅建設事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準
(特定戸建て住宅建設事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準)

第五条第一項の照明設備の基準一次エネルギー消費量（単位
一年につきメガジュール）
第五条第一項の給湯設備の基準一次エネルギー消費量（単位
一年につきメガジュール）

E_M 第五条第一項のその他一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

二 特定一戸建て住宅建設工事業者が経済産業大臣及び国土交通大臣が定める年度以降に新たに建設する請負型一戸建て規格住宅 次の式により算出した数値

$$E_{ST} = \left(E_S + E_C + E_V + E_L + E_W \right) \times 0.75 + E_M \times 10^{-3}$$

2 前条第二項第一号の特定共同住宅等建設工事業者基準一次エネルギー消費量は、次の各号に掲げる共同住宅等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 住宅部分の設計一次エネルギー消費量を第四条第三項第一号の数値とした共同住宅等 単位住戸の特定共同住宅等建設工事業者基準一次エネルギー消費量の合計と共用部分の特定共同住宅等建設工事業者基準一次エネルギー消費量を合計した数値

二 住宅部分の設計一次エネルギー消費量を第四条第三項第二号の数値とした共同住宅等 住戸の特定共同住宅等建設工事業者基準一次エネルギー消費量を合計した数値

3 前項第一号及び第二号の単位住戸の特定共同住宅等建設工事業者基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値とする。

住戸の特定共同住宅等建設工事業者基準一次エネルギー消費量を第四条第三項第二号の数値とした共同住宅等 単位住戸の特定共同住宅等建設工事業者基準一次エネルギー消費量を合計した数値

4 前項第一号及び第二号の規定は、第二項第一号の共用部分の特定共同住宅等建設工事業者基準一次エネルギー消費量について準用する。この場合において、同条第一項中「 $E_{ST} = (E_S + E_C + E_V + E_L + E_W) \times 0.75 + E_M \times 10^{-3}$ 」とする。

$$E_{ST} = \left(E_S + E_C + E_V + E_L + E_W \right) \times 0.9 + E_M \times 10^{-3}$$

第三章 建築物エネルギー消費性能誘導基準

(建築物エネルギー消費性能誘導基準)

第十一条 法第三十五条第一項第一号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 非住宅建築物 次のイ及びロ（非住宅部分の全部を工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に応じてこれらに類するもの（イ（1）、別表第一及び別表第三において「工場等」という。）の用途に供する場合については、ロ）に適合するものである。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の一層の向上の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 次の（1）又は（2）のいずれかに適合すること。

(1) 国土交通大臣が定める方法により算出した非住宅部分（工場等の用途に供する部分を除く。以下（1）及び（2）において同じ。）の屋内周囲空間（各階の外気に接する壁の中心線から水平距離が五メートル以内の屋内の空間、屋根の直下階の屋内の空間及び外気に接する床の直上の屋内の空間をいう。以下（1）及び（2）において同じ。）の年間熱負荷（一年間の暖房負荷及び冷房負荷の合計をいう。以下（1）及び（2）において同じ。）を屋内周囲空間の床面積の合計で除した数値が、用途及び第一条第一項第二号イ（1）の地域の区分（以下単に「地域の区分」という。）に応じて別表第二に掲げる数値以下であること。ただし、非住宅部分を二以上の用途に供する場合にあっては、当該非住宅部分の各用途を二以上の用途に供する場合にあっては、当該非住宅部分の各用途を合計した数値を各用途の屋内周囲空間の床面積の合計で除した数値以下である。各用途の屋内周囲空間の年間熱負荷の合計を各用途の屋内周囲空間の床面積の合計で除し

て得た数値が、用途及び地域の区分に応じた別表第二に掲げる数値を各用途の屋内周囲空間の床面積により加重平均した数値以下であること。

(2) 非住宅部分の形状に応じた年間熱負荷モデル建築物（非住宅部分の形状を単純化した建築物であつて、屋内周囲空間の年間熱負荷の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が認めるものをいう。以下（2）において同じ。）について、国土交通大臣が定めた方法により算出した屋内周囲空間の年間熱負荷を屋内周囲空間の床面積の合計で除した数値が、用途及び地域の区分に応じて別表第一に掲げる数値以下であること。ただし、非住宅部分を二以上の用途に供する場合にあっては、当該非住宅部分に係る年間熱負荷モデル建築物の各用途の屋内周囲空間の年間熱負荷の合計で除して得た数値が、用途及び地域の区分に応じた別表第二に掲げる数値を各用途の屋内周囲空間の床面積により加重平均した数値以下であること。

口 次の（1）又は（2）のいずれかに適合すること。

(1) 非住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量であつて、建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合するかどうかの審査に用いるもの）を用いて、建築物エネルギー消費性能誘導基準（床面積、設備等の条件により定まる建築物エネルギー消費性能誘導基準）による一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。）を超えないこと。ただし、非住宅部分を二以上の用途に供する場合にあっては、各用途に供する当該非住宅部分ごとに算出した誘導設計一次エネルギー消費量を合計した数値が、各用途に供する当該非住宅部分ごとに算出した誘導基準一次エネルギー消費量を合計した数値を超えないこと。

(2) 非住宅部分の用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導設計一次エネルギー消費量が、当該一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導基準一次エネルギー消費量を超えないこと。ただし、非住宅部分を二以上の用途に供する場合にあっては、当該非住宅部分の各用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物ごとに算出した誘導設計一次エネルギー消費量を合計した数値が、当該非住宅部分の各用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物ごとに算出した誘導基準一次エネルギー消費量を合計した数値を超えないこと。

二 住宅 次のイ及びロに適合すること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の一層の向上の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 次の（1）又は（2）のいずれかに適合すること。

(1) 第一条第一項第二号イ（1）の国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸の外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率が、次の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる数値以下であること。

地域の区分	外皮平均熱貫流率（単位 一平方メートル一度に つきワット）	冷房期の平均日射熱取得率				
		七	六	五	四	三
七	○・六〇	○・六〇	○・六〇	○・六〇	○・四〇	一
六	○・六〇	○・六〇	○・六〇	○・四〇	○・四〇	二
五	○・六〇	○・六〇	○・五〇	○・五〇	一	三
四	○・六〇	○・六〇	○・五〇	一	一	四
三	○・五〇	○・五〇	一	一	一	五
二	○・四〇	一	一	一	一	六
一	一	一	一	一	一	七

EV	第四条第一項の機械換気設備の設計一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）
EW	第四条第一項の照明設備の設計一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）
ES	第四条第一項の給湯設備の設計一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）
EM	第四条第一項のエネルギー利用効率化設備による誘導設計一次エネルギー消費量の削減量（単位 一年につきメガジュール）
EST	第四条第一項のその他の一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）
EST	前項のエネルギー利用効率化設備による誘導設計一次エネルギー消費量の削減量は、国土交通大臣が定める方法により算出するものとする。
EST	第十条第二号口（1）の住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合を除く。以下この項において同じ。）は、次の各号のいずれかの数値とする。 一 単位住戸の誘導設計一次エネルギー消費量と共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量との合計した数値
EST	二 単位住戸の誘導設計一次エネルギー消費量を合計した数値
EST	三 第十一条第一項及び第二項の規定は、前項第一号の共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量について準用する。
EST	（住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量）
EST	戸の数が一である場合に限る。）及び次項の単位住戸の誘導基準一次エネルギー消費量は、次式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。
EST	$E_{ST} = \left(E_S + E_{S+L} + E_{S+M} \right) \times 0.8 + E_M \times 10^{-3}$
EST	（この式において、 E_S 、 E_{S+L} 、 E_{S+M} は、それぞれ次の数値を表すものとする。
EST	誘導基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）
EST	第五条第一項の暖房設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）
EST	第五条第一項の冷房設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）
EST	第五条第一項の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）
EST	第五条第一項の照明設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）
EST	第五条第一項の給湯設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）
EST	第五条第一項のその他の一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）
EST	第十条第二号口（1）の住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合を除く。以下この項において同じ。）は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、それら当該各号に定めるとおりとする。

2

一 住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量を前条第三項第一号の数値とした住宅 単位住戸の誘導基準一次エネルギー消費量の合計と共用部分の誘導基準一次エネルギー消費量とを合計した数値

二 住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量を合計した数値

第十二条の規定は、前項第一号の共用部分の誘導基準一次エネルギー消費量について準用する。この場合において、同条中「 $E_{ST} = \left(E_S + E_{S+L} + E_{S+M} \right) \times B + E_M \times 10^{-3}$ 」あるの

は「 $E_{ST} = \left(E_S + E_{S+L} + E_{S+M} \right) \times 0.8 + E_M \times 10^{-3}$ 」とする。

（複合建築物の誘導設計一次エネルギー消費量）

第十五条 第十条第三号口（2）の複合建築物の誘導設計一次エネルギー消費量は、第十一条第一項の規定により算出した非住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量と第十三条第一項又は第三項の規定により算出した住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量を合計した数値とする。

（複合建築物の誘導基準一次エネルギー消費量）

第十六条 第十条第三号口（2）の複合建築物の誘導基準一次エネルギー消費量は、第十二条の規定により算出した非住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量と第十四条第一項又は第二項の規定により算出した住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量とを合計した数値とする。

（複合建築物の誘導基準一次エネルギー消費量）

第一条 この省令は、法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

（施行期日）

（経過措置）

第二条 法第十九条第一項の規定による届出に係る住宅又は法第二十七条第一項の規定による評価及び説明に係る住宅であつて、地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより第一条第一項第二号口に適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものについて、同号の規定を適用する場合においては、当分の間 同号の規定は適用しない。

第三条 この省令の施行の際現に存する建築物（令和四年十月一日以後にする法第三十四条第一項の認定の申請に係るもの）を除く。次項並びに次条第二項及び第三項において同じ。）の非住宅部分について、第三条及び第十二条の規定を適用する場合においては、当分の間 第三条第一項中

「 $E_{ST} = \left(E_S + E_{S+L} + E_{S+M} \right) \times B + E_M \times 10^{-3}$ 」とあるのは「 $E_{ST} = \left(E_S + E_{S+L} + E_{S+M} \right) \times 0.8 + E_M \times 10^{-3}$ 」とする。

10-3」とあるのは「 $E_{ST} = \left(E_S + E_{S+L} + E_{S+M} \right) \times 10^{-3}$ 」とする。

2 この省令の施行の際現に存する建築物の非住宅部分について、第十条第一号の規定を適用する場合においては、当分の間、同号の規定は、適用しない。

第四条 この省令の施行の際現に存する建築物の住宅部分について、第一条第一項第二号の規定を適用する場合においては、同号口（1）に適合する場合に限り、当分の間、同号の規定は、適用しない。

<p>2 この省令の施行の際に存する建築物の住宅部分について、第五条及び第十四条の規定を適用する場合においては、当分の間、第五条第一項中「$S_{T} = (S_{H} + S_{C} + S_{V} + S_{L} + S_{W}) \times 1.1 + E_M \times 10^{-3}$」とあるのは「$S_{T} = (S_{H} + S_{C} + S_{V} + S_{L} + S_{W}) \times 1.1 + E_M \times 10^{-3}$」とする。</p> <p>3 この省令の施行の際に存する建築物の非住宅部分（当該非住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分が、一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に適合するものに限る。）について、第十条第一号及び第十二条の規定を適用する場合においては、当分の間、同号イの規定は適用しないものとし、同号ロ中「超えないこと」とあるのは「下回ること」と、第十二条中「$S_{T} = (S_{A} + S_{C} + S_{V} + S_{L} + S_{W}) \times 1.1 + E_M \times 10^{-3}$」とする。</p> <p>4 この省令の施行の際に存する施行日以後認定申請建築物の住宅部分（当該住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分が、外壁、窓等を通じての熱の損失の防止及び一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に適合するものに限る。）について、第十条第二号及び第十四条の規定を適用する場合においては、当分の間、同号イの表一の項及び二の項中「〇・四〇」とあるのは「〇・四六」と、同表三の項中「〇・五〇」とあるのは「〇・五六」と、同表四の項中「〇・六〇」とあるのは「〇・七五」と、同表五の項から七の項までの規定中「〇・六〇」とあるのは「〇・八七」と、同号ロ中「超えないこと」とあるのは「下回ること」と、第十四条第一項中「$S_{T} = (S_{H} + S_{C} + S_{V} + S_{L} + S_{W}) \times 0.8 + E_M \times 10^{-3}$」とあるのは「$S_{T} = (S_{H} + S_{C} + S_{V} + S_{L} + S_{W}) \times 0.8 + E_M \times 10^{-3}$」とする。</p> <p>5 施行日前にされた脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）第一条の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（次項において「旧法」という。）第三十四条第一項の認定の申請（この省令の施行の際に存する建築物に係るもの）を除く。）であつて、この省令の施行の際、まだその認定をするかどうかの処分がされていないものについての認定の処分については、なお従前の例による。</p> <p>6 施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第三十五条第一項の認定を受ける建築物エネルギー消費性能向上計画の変更については、この省令による改正後の建築物のエネルギー消費性能基準等を定める省令の規定にかかるらず、なお従前の例による。</p> <p>附 則（令和四年一月七日経済産業省・国土交通省令第二号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この省令は、公布の日から施行する。</p>	<p>2 この省令の施行前に脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）第一条の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（次項若しくは第二項（これらの規定を同法第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の建築物エネルギー消費性能確保計画の提出、同法第十三条第二項若しくは第三項（これらの規定を同法第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の建築物エネルギー消費性能確保計画の通知、同法</p>
--	--

て「施行日以後認定申請建築物」という。）を除く。）に係る認定については、この省令による改正後の建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

この省令の施行の際に存する施行日以後認定申請建築物の非住宅部分（当該非住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分が、一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に適合するものに限る。）について、第十条第一号及び第十二条の規定を適用する場合においては、当分の間、同号イの規定は適用しないものとし、同号ロ中「超えないこと」とあるのは「下回ること」と、第十二条中「 $S_{T} = (S_{A} + S_{C} + S_{V} + S_{L} + S_{W}) \times 1.1 + E_M \times 10^{-3}$ 」とする。

この省令の施行の際に存する施行日以後認定申請建築物の住宅部分（当該住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分が、外壁、窓等を通じての熱の損失の防止及び一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に適合するものに限る。）について、第十条第二号及び第十四条の規定を適用する場合においては、当分の間、同号イの表一の項及び二の項中「〇・四〇」とあるのは「〇・四六」と、同表三の項中「〇・五〇」とあるのは「〇・五六」と、同表四の項中「〇・六〇」とあるのは「〇・七五」と、同表五の項から七の項までの規定中「〇・六〇」とあるのは「〇・八七」と、同号ロ中「超えないこと」とあるのは「下回ること」と、第十四条第一項中「 $S_{T} = (S_{H} + S_{C} + S_{V} + S_{L} + S_{W}) \times 0.8 + E_M \times 10^{-3}$ 」とあるのは「 $S_{T} = (S_{H} + S_{C} + S_{V} + S_{L} + S_{W}) \times 0.8 + E_M \times 10^{-3}$ 」とする。

この省令の施行の際に存する施行日以後認定申請建築物の非住宅部分（当該非住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分が、一次エネルギー消費性能基準等を定める省令の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（次項若しくは第二項（これらの規定を同法第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の建築物エネルギー消費性能確保計画の提出、同法第十三条第二項若しくは第三項（これらの規定を同法第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の建築物エネルギー消費性能確保計画の通知、同法

第十九条第一項の届出、同法第二十条第二項の通知、同法第二十三条第一項若しくは第四十一条第一項の認定の申請又は同法第二十七条第一項の評価を行う建築士への建築に係る設計の委託がされた建築物に係る建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)第二条第一項第三号の建築物エネルギー消費性能基準については、なお従前の例による。

附 則 (令和四年一二月七日経済産業省・国土交通省令第三号)

(施行期日)

この省令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和五年四月一日)から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。(経過措置)

第二条の規定の施行の際現に存する建築物(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の施行の際現に存するものを除く。)の非住宅部分について、同条の規定による改正後の建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第三条の規定を適用する場合においては、当分の間、同条

第一項中「 $S = \frac{E_{SW} + E_{SE} + E_{SM}}{E_{EV} + E_{SV} + E_{SL}} \times 10^{-3}$ 」とあるのは、「 $S = \frac{E_{SW} + E_{SE} + E_{SM}}{E_{EV} + E_{SV} + E_{SL}} \times B + E_M$ 」とする。

第三条の規定の施行前に脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出、同法第十三条第二項若しくは第三項(これらの規定を同法第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の通知、同法第十九条第一項の規定による届出、同法第二十条第二項の規定による通知又は同法第二十三条第一項若しくは第四十一条第一項の規定による認定の申請がされた建築物(第二条の規定の施行の際に存するものを除く。)に係る建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)第二条第一項第三号の建築物エネルギー消費性能基準については、なお従前の例による。

附 則 (令和五年三月三一日経済産業省・国土交通省令第一号)

この省令は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和五年四月一日)から施行する。

附 則 (令和五年九月二十五日経済産業省・国土交通省令第二号)

この省令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。

別表第一(第三条関係)

規 模	用 途	非住宅部分の基準一次エネルギー消費量の水準を示す係数
(3)	新築、増築又は改築後の非住宅部分の床面積(建築事務所等)	0.85
(2)	物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行ホ テル等	0.8
(1)	令(平成二十八年政令第八号)第四条第一項に規定病院等	0.8

（4）	する床面積をいう。以下この表において同じ。)の百貨店等	0.8
（5）	合計が二千平方メートル以上であること。	学校等
（6）	飲食店等	0.8

新築、増築又は改築後の非住宅部分の床面積の合計が二千平方メートル未満であること。

工場等
学校等
飲食店等
集会所等
0.8
0.85

1.0
0.75

備 考

1 「事務所等」とは、事務所、官公署その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものと/or。別表第一及び別表第三において同じ。

2 「ホテル等」とは、ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをい。別表第一及び別表第三において同じ。

3 「病院等」とは、病院、老人ホーム、福祉ホームその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをい。別表第一及び別表第三において同じ。

4 「百貨店等」とは、百貨店、マーケットその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをい。別表第一及び別表第三において同じ。

5 「学校等」とは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをい。別表第一及び別表第三において同じ。

6 「飲食店等」とは、飲食店、食堂、喫茶店、キヤバレーその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをい。別表第一及び別表第三において同じ。

7 「集会所等」とは、図書館等、体育館等及び映画館等をい。別表第一及び別表第三において同じ。

8 「図書館等」とは、図書館、博物館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをい。「体育館等」とは、体育館、公会堂、集会場、ボーリング場、劇場、アスレチック場、スケート場、公衆浴場、競馬場又は競輪場、社寺その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをい。「映画館等」とは、映画館、カラオケボックス、ぱちんこ屋その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをい。別表第一及び別表第三において同じ。

別表第二(第十条関係)

地 域 の 区 分	用 途	(1) 事務所等	(2) ホテル等	(3) 病院等	(4) 百貨店等	(5) 学校等	(6) 飲食店等	(7) 集会所等
（7）	（6）	（5）	（4）	（3）	（2）	（1）		
映画館等	体育館等	図書館等	集会所等	学校等	百貨店等	病院等	飲食店等	（7）
1490	790	590	710	420	640	460	420	1
1490	790	590	710	420	640	460	420	2
1490	790	590	710	420	640	460	420	3
1490	790	590	710	420	640	460	420	4
1490	790	590	710	420	640	460	420	5
1490	790	590	710	420	640	460	420	6
1490	790	590	710	420	640	460	420	7
1510	910	580	820	470	720	450	830	8
1510	910	580	820	470	720	450	830	9
1510	910	550	900	500	810	440	800	10
2090	1000	650	1430	630	1290	650	980	11

備 考

単位は1平方メートル1年につきメガジュールとする。

新築、増築又は改築後の非住宅部分の床面積を示す係数

用途	別表第三(第十二条関係)
非住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量の水準を示す係数	1.0

(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)
工場等	集会所等	飲食店等	学校等	百貨店等	病院等	ホテル等	事務所等
0.6	0.7	0.7	0.6	0.7	0.7	0.7	0.6